

# アメリカの働く婦人

パンフレット NO. 12

労働省婦人少婦局

アメリカの働く婦人

労働省婦人少年局

## はしき

本篇は一九五〇年二月から五月末にかけて米國視察旅行を行つた当局谷野婦人労働課長の帰朝報告書である。

この旅行は米國政府の人事交流計画にもとづくもので、各界の婦人十人が参加し、米國の政治、経済、文化を連邦、州、地方のレベルから全体的にみることに、各人の専門分野に於ける視察を併せて企圖されたものであつたが、谷野婦人労働課長は「アメリカの働く婦人の保護」及び「合衆国労働省婦人局の運営」を主な視察のテーマとした。

今回第三回婦人週間に際して、この報告書を刊行するが、広く働く婦人の保護問題や福祉の増進について、関心を持たれる方々のため、何等かの意味でお役に立てば幸である。

一九五一年二月

労働省婦人少年局

# 目次

|             |    |
|-------------|----|
| 一、勞 働 力     | 一  |
| 二、保 護       | 七  |
| 三、賃 金       | 一〇 |
| 四、組 合 活 動   | 一四 |
| 五、合衆國勞働省婦人局 | 一七 |

# アメリカの働く婦人

谷 野 せ づ

## 一 労働力

アメリカの働く婦人を労働力として見た場合、三つの傾向的な特質があるように思われる。一つには働く婦人が労働力の中で、可成りな割合をもつて増加していることである。人口統計でみると働く婦人の数は、一八七〇年の頃には僅か二〇〇万であつたのが、一九五〇年三月には、一、七〇〇万の多くを数えるに至つてゐる。一八七〇年といえば、それはアメリカが始めて労働力に就いて性別に人口調査を行つた年で、それから今日迄約八〇年の歴史の間に、働く婦人の数は、約八倍余りに増加しているばかりでなく、全労働力の中に含める婦人の地位についても、一八七〇年の頃には一四・八%であつたのが、一九五〇年に於ては三〇%にも上つてゐる。これを職業別にみると、四五一職種のうち、婦人は四四二の職種に進出し、年々その職域をひろめてゐる。一九四九年の調査により、之等の職種の中で、婦人の就業率が一番高いのは、事務系統の仕事で（全体の二五%）速記者、タイピスト、簿記係、その次には工業に於ける従業員が二三%を占め、その中でも被服、

繊維、食品、電気機械等が多い。これに次いで給仕婦、美容師、附添看護婦、洗濯婦、娯楽の接客婦等で、その次が個人の家庭に働く家事使用人、家政婦、洗濯婦、子守等である。また之等の職種とほぼ同じ位の割合で、専門的乃至は半専門的な販売係、業主、支配人、会社重役もいる。これを一九四〇年頃にと比べると、婦人の事業主、支配人、会社重役等は殆ど二倍の増加ぶりであるが、一般の販売係などは八五%、工業労働者については六〇%の増加である。一方専門的、半専門的職種、例えば看護婦、医師、法律家、社会事業家等については、急激な増加はみられないが、家事使用人に就いては逆に八〇%の減少を示している。

かうした傾向に就いて、アメリカ合衆国労働省婦人局長、フリーグミラー女史は、アメリカの婦人の労働力が、一步一步男子の型に接近しているものだと言明されたが、事実、アメリカの働く婦人は、その職域を拡めているばかりでなく、同じ職種の中でも、高い地位につくものが著しく増大して、男子の地位に接近する傾向を示している。働く人種中ではあるが、アメリカ全体で、第一線に活躍する婦人弁護士が二千人をこえるといわれ、更に、アメリカ公務員法に基く人事官だけでも洲委員を含めて三十人に近いと云う。

婦人の労働力に伴う第二の特質は、働く婦人の年令が、遂年高められてゆく傾向である。婦人の労働力を年令別にみたものによると、一九三〇年には、二〇才から二四才の働く婦人が四八%であったのが、一九四〇年に於ては、三七%に減少した。ところが二五才から五四才の比較的年輩者に

就いては一九三〇年の五〇%から一九五〇年には四〇%に増加している。更に五五才から六四才の高年者になると、一九三〇年には七%であつたが、一九五〇年に於ては二〇%にも昇つてゐる。

働く婦人の中に年輩者が大きなカーヴを描いて増加してゆく傾向について、合衆国労働省婦人局では、次のように説明していた。一つには近年婦人の平均壽命が著しく延長したと、婦人の働くことに對する社会常識が大きく変化をとげたこと等である。

婦人の労働力に伴う第三の特質は、既婚者が増加している傾向である。合衆国婦人局が行つた調査によると、一九〇〇年に於ては、働く婦人の中の既婚者の割合は一四%であつたが、一九五〇年に於ては五〇%に増加している。これをいいかえると、現に夫のある家庭夫人は、働く婦人六人について三人の割合であり、他の一人は未亡人又は離婚した婦人で、その他の二人が独身婦人という割合である。

アメリカの婦人について、働く理由をみると、大部分のものは自分自身の生計をたてるもの又は他の扶養のために働くもの、若しくは何か他の経済的理由、たとえば家を買うためとか、借金を支払うため、子供の教育費を得るため、老後の貯蓄に備えるため、或は新式の冷蔵庫を買う入れるためとかいうことで、日本でよく云われる結婚資金を得るためとか、小遣いかせぎなどということとは殆どみられない。また一般に婦人が幼い子供を抱えて働くことは、母親にも子供にも苦しみが大きい。従つてアメリカでも、あまり小さな子供を持つた家庭婦人で働いているものは割合に少く、む

しろ手足まといにならない十八才以上の子持ちの家庭婦人の方が多いのである。

では何故アメリカでは、このように家庭婦人が働けるかという問題である。

婦人が働くことに關しては、勿論その根底に勞資の需求關係、いいかえれば、婦人の働くことに對する要求が強いか弱いかによつて左右されることが大きいのは云う迄もない。けれども私がアメリカ旅行の間、日本の有様に比べて、婦人の職場進出を促すものとして特に印象的に思われた二三のことをあげれば、一つには家庭の消費經濟の面で、所謂産業化が強力に行われている点である。アメリカの家庭では、衣食住の特に食、所謂、台所の施設に就いては、驚くべく機械化が進んでいる。当り前の中流家庭、特に所謂年収二〇〇〇ドル以下の住宅改良地区に住む労働者家庭であつても、その台所に電気冷蔵庫や洗濯機械、掃除機を片つていないものが先ず少い。このため家庭の主婦の買物、掃除、洗濯等に費す生活時間は著しく節約され、一週に一回でこと足りる。主婦の生活時間として消費經濟の面で大きな部分を占める裁縫に關しても、殆ど大部分、工場に於ける大量生産に移されているので、主婦は出来合いのものを買つて来て、僅かに手入れを行えば、流行の服裝が着られる仕組みである。つまり家庭の消費生活の面で、主婦の労働に持たねばならないものが大分機械化され、産業化されてしまつてゐるので、主婦は容易に家事労働から解放される。

婦人の職場進出を促す第二の特質は、一般にアメリカでは家庭の規模が小さいことである。最近アメリカの婦人の結婚年齢は、大体二二才か二三才、又はそれより三才位低減であることが通例とな

れている。結婚した婦人については、二十人の内、全く子供の無いものが三人位あるが、一般の母親は三人位の子持ちの人が多い。そして第一子は多くの場合母親が結婚した翌年に生れ、母親が二八才の頃になると第三子を生んで、以後生みやめる。であるから一番小さい子供が十八才になつても、母親の年齢はまだやつと四五才、そして母親はこの頃から子供の世話に心配なく、社会活動が始められるというわけである。

働く婦人の中に、一八才以上の所謂手足まといにならない子持ちのものが多く働いている理由は、かうした小規模家庭、計画出産によつて主婦が子供の教育にわすらはされることが比較的短期間で済むということなどが、大きく作用をしているのではないかと思われる。

第三に注目されたことは、家庭生活の秩序が極めて民主的に運営されていることである。アメリカの家庭生活では、主婦だけが、家事負担や生活の運営にあえぐということとは先ず考えられない。家事運営に関しては、無論夫妻の協同に於てなされることが多い。また家庭の生活の根底に流れる夫妻の愛情と、人間関係の独立と分離、これらのことが、主婦の生活を家庭から解放し、職場進出を容易にしているのではないかと推察された。

ともあれ、家庭の生活慣習や社会生活に於けるもの考え方、産業化が進行するにつれ以前家庭の主婦の手によつてなされていたことが、次々に社会の手に移され、その結果として妻が家庭外に利益活動を求めることが、何でもなしのことのように常識化されて来ているというのが、最近のメ

・カ社会のすがたではないかと思われた。

このようにしてアメリカでは、主婦である働く婦人の数が、ここ数年來驚くべき割合で増大し、職業に於ける男女の特質の差をせばめているが、尙このようなアメリカ社会であつても、家庭婦人の利益活動は、實際問題としてはなかなかむずかしく、こうした点から最近アメリカ婦人の間に新たな問題をなげかけているのは、パートタイムの仕事に対する要求の問題である。パートタイムの仕事は、婦人達によい家庭生活と子供達へのよい教育を確保すると同時に、家庭婦人によりよい成長の機会を与え、主婦達が持つている技能や経験を生かすことによつて社会をより多く利することになるというのが、アメリカ婦人の考え方である。一九四九年十一月アメリカ人口調査局が調べた結果によると、働く婦人全体の二割即ち三八四万余りの婦人が、現にパートタイムの仕事に従事して居り、このうち一〇〇万余りの婦人については、はつきりと全日制労働よりもパートタイムの労働を望んでいた。このようにして、アメリカ婦人達が求めるパートタイム要望の声は、婦人団体、大学就職相談係、職業指導の専門家、婦人雑誌の編輯者、一般働く婦人達から強く社会に及びかけられ、合衆国労働省婦人局では、こうした婦人達の要望にこたえて、パートタイムの仕事を拡めねため、大規模な調査計画を進行させていた。

## 二 保 護

アメリカの働く婦人は、近來驚くべき割合で増加してゆく傾向を示しているが、働く婦人のための労働条件を規制する保護規定としては、それほど手厚いものが保障されているとはいえないようである。

例えば一九五〇年一月現在に於て、婦人の一日当り及び一週間当り就業時間を制限する法律をもつていたのは、アメリカ全体で四三洲とマロムビア地区であり、このうち半数以上の洲は、最高一日八時間、一週四八時間であるが、他の九つの洲では、一日九時間、一週五四時間であり、南部の諸洲に於ては、一日十時間、週五四時間制であつた。

婦人のための深夜業禁止の規定に關しても、一九四〇年一月現在に於て、二三三洲とコロンビア地区だけが、深夜の婦人の使働を禁止しているが、このうち十三洲では特別の産業に働く婦人にだけ、深夜の就業を禁止していた。

重量物の持上げ運搬に關しては、九つの洲が禁止規定を持つていただけである。また四六洲では婦人に対して作業時間中に使用することの出来る椅子の設置を命じていた。

また働く婦人の母性保護に關して重要な意味を持つてるところの産前産後の休業規定に關してこれを法律としてとりあげていたのは、僅か六洲であり、しかもその規定する内容は、産前産

後大休三週間乃至四週間の程度であり、無論日本の働く婦人が保障されているところの生理休暇に関する規定などはとり入れられていない。

もつとも婦人のための賃銀保護に關しては公正労働基準法に於て、各州間の商業に従事し、各州間の商業のために商品を生産するすべての産業に対しては、男女とも一時間七十五セントの最低賃銀であるべきことが規定されて居り、其他聯邦内の二十六州とコロムビア地区でも、州最低賃銀法を持つていて、例えば洲内産業であるホテル従業員、飲食店、洗濯業、美容院等に働くものに対しては、聯邦法と大差ない金額の最低賃銀を規定し、特に婦人や年少者に対して賃銀保護が行われていた。

こうしてみると、アメリカでは最低賃銀に關する場合を除いては、一般に働く婦人の労働条件を規制する保護規定としては、労働時間にせよ、深夜業の禁止規定にせよ、或は産前産後の休養規定にせよ、日本の労働基準法が規定する最低の労働条件に比して、幾分低い部分のあることが注目される。

では一体アメリカでは何故このようなことが許されているのであろうか。これらに対する回答は極めて複雑困難で、本報告に於て私がよくなし得る範囲外の問題であると思うが、私がアメリカ滞在の間、強く印象的に私の腦裡をかすめたものに、次の三つのことがあつた。一つにはアメリカの政治行政の根本的イデオロギ―に關する特質として、地方分権的性格が強いことである。即ち

メリカは、文字通り合衆国であつて、四十八州から成つてゐる。しかも夫々の州では、議會を持ち立法や司法、行政が分離してゐる。従つて各州の間には中央集権的勢力を排除しようとする動きが極めて強く、労働保護の問題に關しても、聯邦政府や合衆国労働省婦人局などの努力にもかかわらず、各州に於ては、その實力に於て相当した労働条件や労働保護の法規を打ち立てようとする動きが強い。また労資の経済關係に於ても、国や洲の権力をもつてする統制的な支配を極度にきらう傾向が強い。従つて労働条件に就いても、法律をもつてする統制的な支配は、むしろ団体交渉の力を弱めるものとして、出来るだけこれを自主的に、労資の力關係に於て解決したいという意向が労資双方の間に強く意識されてゐる。事實アメリカに於ける多くの労働協約は、その規定する内容が極端糾合を秘めてゐるばかりでなく、日本流に考へて、労働基準法の所謂就業規則に規定することがらにまで及んでゐる。しかもその労働条件はアメリカの労働保護法よりもはるかに上廻つた内容を一般的な傾向として持つてゐる。即ち働く婦人の保護に關しても、国や洲が法律をもつて強制するよりは、労働關係の民主化に關する努力、所謂団体交渉の力を通して、保護の實を得てゆこうとするところに、労資とも多くの努力や興味が持たれてゐるのではないかと思われた。更らに私の心をとらえた印象的なことは、アメリカ市民の男女同様に關する考え方が、根強く人々の心に意識されてゐることである。婦人だけが労働条件について過重なハンディキャップを負うことに對しては、警戒的な態度が持たれ婦人の間にも、男女の労働条件に關しては、出来るだけその差を最少限度に

とどめるべきであるという自覚や主張が強く反映している。こうした男女同権の思想を表明する婦人団体としては、ウーマンズバードイ、アメリカ有職婦人聯盟、ソロフティミスト等の団体があり、これらの婦人団体では、むしろ婦人の特別保護に對して、イコールライトアmendメントの運動をつづけている。

婦人の特別保護に關しては、合衆國労働省婦人局、州政府などの努力に對して、こうした婦人団体の運動が、いつもバランスの作用を与え、結局に於て働く婦人の地位の向上を促しているのではないかと思われた。

### 三 賃 金

労働關係の民主化や婦人解放の歴史が古く婦人労働の特質も、男子の型に近ずいて來ているアメリカではあるが、働く婦人の賃金は、これを平均すれば未だ男子に比らべて低い。一九四八年合衆國労働省婦人局が調査した資料によると、有業婦人の収入は年収平均一五二二ドルであつて、同年男子のそれに比べると五八%に當つている。同じようなことはオハイオ州労働補調査に於ても見受けられ、一九四九年製造工業に於ける男子の平均が週給六五ドルであるのに對して、女子は五八ドル、ホテル労働者に就いては、男子七五ドルに對し、女子五二ドルであつた。けれどもこのことは直ちに婦人の賃金が男子に比べて低く評價されているとは云い得ない。何となれば、之等の男女勞

勤者の間には職種や熟練に於て、相当なちがいが想像されるからである。

アメリカの働く婦人は、その賃金を平均すれば、依然男子に比べて低い地位にあるが、こうした男女の賃金差も、一步一步その幅を狭めていることが注目される。合衆国労働省婦人局調査によると、一九四八年に於ける有業婦人の平均年収は、男子のそれに比べて五八％であるが、一九三〇年に於ては四五％であつたのである。

このようにして男女の賃金差が次第に狭められている傾向については、合衆国に於ける一般賃金政策が、影響を与えている点を見逃してはならないと思う。その一つは最低賃金法の影響である。最低賃金法については、第一次歐洲大戦の前、已に低賃金になやむ婦人を保護することが、社会の福祉を確保する上から必要であるとして、最低賃金に関する保護法制定の必要が一般職者の間に叫ばれていたが、一九二二年マリチューセツツ洲に於て実施されたのがそのはじまりである。

その後労働組合からは、政府が最低賃金をきめることは、団体交渉の意味を弱めるものとして、若干の反対が無いわけではなかつた。一方使用者の側からは、国が法律をもつて賃金に制限を加えることは契約自由の原則に反するものとして、憲法解釈上、種々の論議が交わされたこともあつたが、結局に於いて団体交渉力の比較的弱い婦人や年少労働者のため、賃金の最低基準をきめることは、社会公共の福祉を増進するため絶対に必要なものであり、アメリカ憲法に反するものではないという最高裁判所の結論に基き、聯邦法として採択されるに至つたものである。現在アメリカ全体

の製造工業に働く労働者に対しては一時間七十五セントの最低賃銀が保障され、また製造工業以外の洲内産業に従事する婦人及び年少労働者に対しては洲最低賃金法によつて、聯邦最低賃金法の基準に劣らない最低賃金を保障しているものが少なくないが、之等の洲最低賃金法も、婦人や年少労働者に対する賃金保障から、次第に男子にも適用を拡張しようとする機運が強く、一般賃金水準の向上に、大きな貢献がなされている。

婦人の賃金を引き上げる作用をなすものとして、第二の影響力を持つものは、男女同一労働同賃金に関する婦人運動の力であろう。アメリカ婦人が参政権を得たのは、一九二〇年のことであつたが、その以前に於ける婦人の賃銀は、男子に比べて恐ろしく低いものであつた。男女同一労働同一賃銀の思想が広く社会の輿論に影響を与えたのは、第一次歐洲大戦以来のことである。もつともこの頃、戦時産業に働く婦人や政府事業に働く婦人に対しては、この原則が已に適用されていた。其後アメリカ合衆国労働省婦人局は、婦人団体、労働組合の後援を得て、この原則を聯邦法としてとり入れるため、一九四五年以来、国会への提出を試みているが、未だ聯邦法としては、成立するに至っていない。現在アメリカで法律の中にこの規定を持つてゐるのは僅か四八洲中十三洲にすぎないが、法律を持たない洲に於ても、団体交渉の力を通して、労働協約の中に、実質的に之の条項をとり入れているのが、むしろ一般の傾向である。因みに男女同一労働同一賃金の原則に就いては社会福祉の上から特に保護を加えることが必要であるというよりも、むしろ働くもの自身が自覺に

基いて行なうべき平等の権利の主張であるため、強制化の促進を恐ろしく不利にしているといふことも否が得ない事実ではないかと思う。

次に私の腹裡をかすめたことは、アメリカの社会がとり来つているところの高効率高賃金政策の影響である。云々迄もなくアメリカの経済政策を貫くものは、私企業間の自由競争の原則である。従つて労働者が、かかる自由競争の間に於て、高い賃金を得ようとするれば、勢いそれだけ労働者はその生産性を高めなければならぬことになる。これを云い換えれば、使用者にとつては、誰がその仕事をしているかということよりも、その仕事に於て、よりよく労働の生産性が高められているかどうかということの方が問題になつて来る。であるから、アメリカの経済社会では、はげしい自由競争の間、性別によつて賃金差をもうけることよりも、むしろ働くものの能率や熟練、技術の向上により多くの興味や要求が置かれ、實質的には、賃金をきめる場合、婦人であるということが、さほど問題として考えられてはいない域に到達しているもののようにも見受けられた。

このようにしてアメリカの経済社会では、自由競争、機械化の促進、組合活動の発達等の影響をうけて、賃金については、男女差を設けたり、工場差や地域差、人種別に差別のあることが、無意味のものになり、一歩一歩その幅を狭めようとする傾向にあることが強く注目されたのである。

## 四 組合活動

現在アメリカでは、労働組合に組織されている婦人組合員の正確な数を知る資料が無い。何となればアメリカの労働組合では、組合員を性別によつて区別して考へることが全く無いからである。ただ一九四九年の合衆国労働省婦人局会議に於て、國際的労働組合から出席した三十一名の婦人組合指導者によつて報告された資料によると、之等の組合のうち、比較的大きな組合では、婦人が全組合員の大体三分の二を占めていると報告されている。

アメリカの労働組合では、婦人組合員の正確な数字がわからないばかりでなく、婦人部という特殊の組織も持たれていない。

けれどもアメリカの労働組合の中で、婦人組合員が比較的多数をおもて重要であるのはA・F・L系の國際服飾征勤員組合で、婦人組合員が全組合員の四分の三と推定されている。その他婦人が相当な割合を占めているといわれているのが、同じくA・F・L系の合衆国織機労働組合で、婦人が五分の二以上を占めている。C・I・O系合同服飾労働組合、食品煙草労働組合等でも、約半数は婦人であり、同じくC・I・O系織機労働組合でも、婦人組合員が五分の二を占めていて重要である。

アメリカの労働組合では、労資の經濟關係に於て、男女が全く對等の地位を確立しているとはいえず、婦人の組合活動組織の發展からすれば、婦人組合員が、若干不慣れを持たれ、男子組合員の負担

になつていた時代がないわけではない。例えば婦人組合員が全組合員の約八〇%を占めて重要であるところの婦人服飾従業員組合の如き、婦人従業員の移動率も高く、これを組織化して、現在の強大な組織と高賃金を確立する迄には、幾多の苦難な屈折があつた。またこの組合が発足した四十年前以前の昔に於ては、婦人が強力に組合活動に参加すれば、結婚にもさしさわると云われたほど、苦難な時代であつたのである。

こうした状態にあつて、よく婦人の組合活動を助け、働く婦人の地位向上のために、援助がなされて来たのは、アメリカ婦人労働組合聯盟、合衆国労働省婦人局、其他の婦人団体等である。

アメリカ婦人労働組合聯盟は、一九〇三年手袋労働組合の指導者であるクリスマン女史によつて組織された。婦人の組合活動不振の時代に於て、よく婦人の組合指導者を養成し、婦人の技術や職業に関する教育指導を行い、更に官公庁民間の大小委員会に婦人の権利を代表するための意見を育て、団結の基礎をなすところの啓蒙活動を通して、組合婦人の地位向上のために貢献するところが大きかつた。この聯盟は、一時会員百万以上をこえ、全国各所に支部を持ち、婦人のための労働教育機関としても、極めて重要な役割を果たして来たのであつたが、本年六月、その大半の任務を終え、財政難の理由によつて、解散された。

擬て、このようにして発達して来た婦人の組合活動ではあるが、今日組合婦人達は、果してどのような実力を持ち、どのような方向に活動の主力が向けられているであらうか。

アメリカの組合婦人達は、組合活動に於て男女全く対等の立場を確立しているとはいえ組合活動の實力に於ては、今でも男子と全く対等の地位にあるとは云えないようである。たとえば組合婦人がその實力に於て遠出せられるところの組合役員に關しても、全国的組合の組織に於ては、婦人が代表される割合は極めて少いのである。ただ婦人解放の歴史が古く、労働關係の民主化に關しても長いたかしの歴史がかまねられて來ている国柄でもあるので、婦人の組合活動に關しては、多くのすぐれた婦人指導者、先輩が成長している点に於て、日本の現状とは凡そ比較にならないものがある。

では現在、婦人の組合活動は何処に主力が置かれているか。勿論婦人の組合活動といつても、それは男子の線と離れてあり得ないことは云う迄もない。そこで組合婦人達は、組合内に於て男子と同じ歩調をもつて、たえずよりよい賃銀獲得のためのたたかいがつけづけられている。けれども労働者が眞に生活の安定を得るためには、單に賃金に關してだけでなく、疾病や老年に対する危険にも相當の生活保障が与えられねばならない。そこで今、アメリカの組合婦人達は、男子組合員とともに、健康保険に關する基金の設定等、社会保障制度の拡充等により多くの注意や努力が注がれている。また經濟關係の民主化に關しては、必要の立場からするところの賃銀額に對して、より高いものを獲得するとともに、性の特質に基く差別的取扱ひに關しても、古い労働慣行を一步步の是正してゆく必要がある。アメリカの組合婦人達は、こうした見地から男女同一労働同一賃金に關してた

ある注意や運動がつづけられ、同一賃金算出の基礎をなすところの職務分析や職階の確立、及び女子に対する先任権又は古参権の確立等につき、労働協約獲得のため研究や運動が続けられているのである。

アメリカの婦人が、今日労働組合に於て獲得している地位は、働く婦人自身が、多年にわたる困難な組合活動を通して、自らかちとつて来たものであることは云う迄もない。けれども、これを助けて大いに力あらしめたのは、アメリカ市民が建国の初めから持ちつづけて来たところの自由の精神とこれを育てるための市民教育の力ではないであろうか。即ち自由の精神に基づく人権の伸長は一方では勞資民主化の動因となり、他方では婦人達が婦人自らの力を通して行ふところの男女平等の権利の主張となつたものである。

結局、アメリカに於ける働く婦人の地位向上に關しては、他方では婦人達が組合活動の外に於て行ふ所謂婦人運動、市民活動の力を通して、婦人自らがかちとつて来たものであることも、見逃してならないと思うのである。

## 五 合衆國労働省婦人局

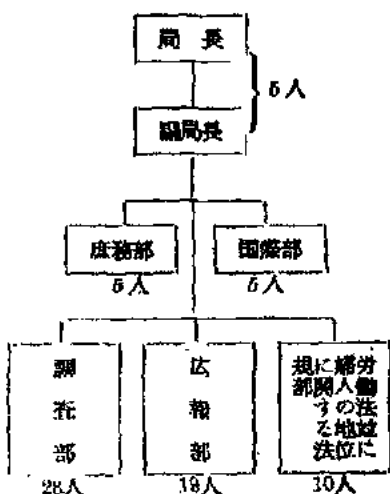
合衆國労働省婦人局は、一九二〇年六月、聯邦法によつて労働省の中に設置された。この局はもとと第一次大戦に際して、産業に動員される婦人の保護をはかるため、調査研究の委員会として

出発したものであつたが、その後ひろく働く婦人の福祉を増進するため、議会法によつて権限を与えられ、政府機関の一部として重視されて来たものである。

それはいつ如何なる時代に於ても、働く婦人が明るく健康であり、よい市民である時は、国の経済や社会を興隆させ、結局市民を幸福に導くものであるという事実の上にたつて、それが平時であると戦時であるとを問はず、たえず移つてゆく経済事情の変化に適應させて、働く婦人の問題を検討し、その意見を政策に反映させ、その地位や福祉の向上に貢獻しようとするものである。

婦人局はこのような目的の下に、雇傭関係にある婦人の労働条件を改善し、その能率を増進し、婦人に有利な雇傭の機会を拡大するため、婦人労働に特異な傾向や事実を調査し、これを報告書やパンフレット、リーフレット其他の方法で發表し、職を求めようとする婦人や、現に働いている婦人、婦人団体、労働組合、使用者等の注意を喚起し、また働く婦人の福祉の向上に必要な基準や政策を提案し、或は之等の法律の制定、施行に關しては洲労働部に働く職員に対して、必要な援助を行うことなどが、その主な任務となつてゐる。

どのような権限をもつてゐる婦人局は、局長、フリーダ・ミラー女史の下に、副局長のララビー女史がこれを補佐し、次のような組織機構を持つてゐる。



合衆国労働省婦人局設置法によると、局長は必ず女性であることが規定されているが、職員七二名は全部女性ばかりで、このうち調査部と広報部に属するものが最も多い。

調査部は二八名の職員をもつて構成され、婦人の雇傭に関することから、例えば収入、労働時間その他の労働条件、婦人雇傭の傾向、婦人の雇傭に関する新しい開拓面の紹介、職業指導、労働法の婦人労働者に及ぼす関係、家族法、財産法、契約法と婦人の地位との関係、働く婦人の収入と家庭生活との関係、家事労働と雇傭労働との問題等にわたり、ひろく調査、分析し、その結果を発表している。

広報部は十九名の職員をもつて、婦人の雇傭に關係のあることから編輯して月報のかたちでこれを発表したり、新聞雑誌、ラヂオに資料を提供したり、婦人の雇傭に伴う問題をやさしく解説してリーフレット等に発表したり、或は婦人局職員が、働く婦人の福祉に關係のあることがらについて労資からの相談をうけ、専門的な指導を行つたり、労働組合との討論に参加したり、或は組合總會や、會議に展示するための地図や図表を作製するなどのサービスも行われていた。其他、毎月二千通以上にも上る外部からの通信にとたえたり、資料の発送にあたつていたのである。

法規部は僅か一〇人たらずの職員であるが、法律の専門家が多く、働く婦人に關係のある法律を解説したり、分析したり、或は各洲の働く婦人に關する法律に就いて好ましい条件を提案したりする。例えば男女同一労働同一賃金法、最低賃銀法、労働時間法、その他食事、疾病休暇、産前産後の休養等の基準について、法律を通して婦人の労働条件をあげるためのサービスがなされていた。またこの法規部の一部では広く婦人の地位向上に關係ある法律、国籍法、参政權法、家族法財産權法等につき分析や調査が行われていた。

國際部では海外の婦人雇傭に關する資料を蒐集、閲覧に供したり、海外から派遣されて来る人々について指導や援助が行われている。

このような部課の外に、婦人局には、その活動や政策に援助を与えるための勸告委員会が置かれ、一年に一、二回婦人局長によつて招集され、會議が持たれている。この委員会のメンバーは、全員

労働組合の指導者であつて、広く合衆国全体の労働組合から婦人局が委嘱した一五名の婦人委員によつて構成されている。委員の任期は一年で、毎年更新される。また婦人局は委員会運営に要する予算を持つていて、委員の旅費はすべて婦人局が負担していた。この委員会は婦人局長によつて召集され、働く婦人の問題について討議され、結論が出される。婦人局はこの委員会の決議を尊重し婦人局の仕事の方針や政策の樹立に役立てていた。

婦人局ではこの委員会とは別に婦人局会議が持たれている。これは三年に一回位の割合で、使用者、労働者、労働に關する政府職員、婦人団体、職業指導団体、教育団体等の専門家が婦人の地位向上に關する問題、働く婦人の問題について討議を行い、政策の樹立に資するための報告や提案、研究が行われている。

婦人局が合衆国労働省の中に置れたのは、丁度アメリカ婦人が参政権を獲得した頃のことであつたが、それから三十年の今日に於て、アメリカ婦人が確立した政治的、経済的地位の向上については、そのかげに、この局が果して来た貢献をみのがしてはならないと想うのである。

(一九五〇年八月記)